

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第3回）
議事録

◆日時：令和7年12月23日(火) 17:00～19:00

◆出席者：

【委員】阿部委員、荒井委員、大塚委員、片谷委員(Web)、関島委員、錦澤委員(Web)

【関係省庁】経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

【事務局】環境省 大臣官房 環境影響評価課

【環境省（寺田環境影響評価課係長）】

定刻となりましたので、これより「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 第3回」を開催いたします。本日は御多忙中にもかかわらず、御参集いただきまことにありがとうございます。私は事務局の環境省大臣官房環境影響評価課の寺田でございます。しばらく進行させていただきます。

本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催とさせていただいており、YouTubeでも配信しております。オンライン参加の皆様におかれましては、何点か御協力をお願いいいたします。御発言の際以外は、カメラ及びマイクをOFFに、御発言の際にはONにしていただきますようお願いいたします。御発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックしてください。オンライン会議室への入室許可は事務局において実施しますので、皆様におかれましては入室許可をしないようお願いいたします。通信トラブル等、何かありましたら、チャットの欄に御記入いただき、事務局までお知らせください。

本日の委員の出席状況でございますが、委員6名に御参加いただいております。なお、片谷委員、錦澤委員はオンラインで参加いただいております。続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、現在画面に共有している配布資料一覧の通りです。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

これから議事進行については、大塚座長にお願いしたいと思います。大塚座長、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。では、早速議事に入りたいと思います。本日は「図書の継続公開に関する具体的な運用の議論」と「建替事業の要件」、「建替配慮書の記載内容に関する議論」を行います。初めに、事務局から本日の議論の概要につきまして、御説明をお願いいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

環境省の西山です。資料1を用いまして、本日御議論いただく事項について御説明申し上

げます。では、1ページ目を御覧ください。検討の進め方につきまして、お示ししてございます。今回が第3回でございまして、まず①といたしまして「図書の継続公開の具体的な運用」について御議論いただく予定です。②として「建替事業の要件を定める考え方」、「建替配慮書の記載内容」について御議論いただく予定です。

第4回において、引き続き「建替配慮書の記載内容」について御議論いただくとともに、2つ目として「基本的事項等で対応が必要な事項」について御議論いただく予定でございます。最後、第5回において、これまでの議論のとりまとめをしていただく予定です。

まず、2ページ目を御覧ください。今回、第3回で御議論いただく事項でございますけれども、図書の具体的な運用、資料2を用いて御説明をさせていただきますが、Webページの記載事項について、そして事業者の同意について御議論いただければと思ってございます。今回、図書の運用につきましては、第3回で議論をしていただきまして、最後、その結果について第5回のとりまとめの中でお示しをしたいと考えてございます。

次に、「建替事業、建替配慮書に係る検討」といたしまして、資料3を用いて御説明をさせていただきます。こちらにおいては、「既存工作物が設置されている区域」および「建替事業の要件を定める考え方に関する事務局案」について御議論いただきたいと思ってございます。また、「建替配慮書の記載内容の事務局案」についても、こちらの資料3の中で御議論いただければと考えてございます。資料1についての説明は以上でございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

特にございませんようですので、それでは 次に議事の1、「図書の継続公開」についての説明を事務局からお願ひいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。では資料2を御覧ください。「図書の継続公開の具体的な運用について」でございます。

1枚おめくりいただきまして1ページ目、第2回でいただいた御意見について、簡単に御紹介をさせていただきます。まず、電気事業連合会からは、図書公開の法的・制度的位置づけの明確化や、適切なルールに基づく運用が重要であること。また、権利者に求められる同意事項が明確化されることが重要、といった御意見をいただいているところです。次に、一般社団法人日本風力発電協会からは、事業者にとっての継続公開の意義、メリットを明確にすること。日本地熱協会からは、図書の公開に関して、一部「公開取り下げ」等のルール整備が必要といった御意見をいただいてございます。公益財団法人日本自然保護協会からは、事業位置が地図で示されるような検索のしやすさが必要ではないか。また、明確なルール作りと注意喚起などの努力が公開数の増加につながると考える、といったコメントをいただ

いてございます。公益財団法人日本野鳥の会からは、きちんと公開を行っている事業者が社会的にメリットを得られる仕組みを作っていくべきとのコメントをいただいてございます。最後に、一般社団法人日本環境アセスメント協会からは、後続事業の環境影響評価等にどのように活用できるかを示すことが必要。また、アセス図書を活用される意味について周知されることが大事といったようなコメントをいただいてございます。

こうした関係団体からの御意見をいただきまして、検討委員からいただいた御意見も御紹介させていただきます。1つ目といたしまして、事業者へのインセンティブが重要といった内容と、後続事業のアセスの効率化につながり、これがインセンティブになるという俯瞰した視点が求められるのではないか、といった御意見を頂戴いたしました。

2ページ目を御覧ください。「アセス図書の継続公開の具体的な運用について」でございます。

まず、「Web ページの記載事項」について、これまでの御意見を踏まえまして整理をさせていただきました。閲覧者に対しての制度の理解を促すため、アセス図書の公開を行う Web ページに向けて、以下の周知すべき事項を明記するなどの措置を行おうと考えてございます。この周知の事項といたしまして、まず1つ目でございますけれども、「本制度の趣旨は、事業の透明性の向上による地域理解の醸成、後続事業者の効果的・効率的なアセスの実施である」こと。2つ目、「本制度によるアセス図書の公開は、上記趣旨のために行うものであり、意見聴取のため実施するものではないため、事業者に対する問い合わせ・意見は受け付けられない」こと。最後に、「事業者が有する権利を踏まえたアセス図書の取り扱い」ということで、記載例といたしましては、「アセス図書は著作権法により保護されています。事業者等の許諾を得ない複製等を行うことは禁止されています。」といった形の周知を Web ページで行うことを予定してございます。

また、「事業者の同意」についてでございます。通知である「環境影響評価図書の公開について」の別紙である許諾書に基づいて事業者の許諾を得てアセス図書を現在公開してございます。この許諾書につきましては、参考資料5としてつけてございます。この許諾書を参考に、同意書については以下の事項を盛り込むよう整理をさせていただいてございます。具体的には、まず1つ目でございますけれども、周知事項でお伝えをした制度趣旨について明記をすること。もう1つが、複製・ダウンロード・印刷の可否について確認をすること、としたいと考えてございます。

次に3ページ目でございます。「アセス図書の掲載イメージと今後の運用に当たって」というページを御覧ください。まず左に、掲載 Web ページのイメージを作成してお示ししてございます。ポイントといたしまして、事業名及び事業者名を明記すること。アセス図書が公表された年月を記載いたしまして、以下のとおり分類したいと考えております。具体的に、青字・下線については「同意の上で公開されているもの」。黒字については「同意されず公開されていないもの」。バー（横棒）については「図書がまだ作成・公表されていないもの」といった形で掲載をしたいと考えてございます。この青字になった部分をクリック

いただいくと、当該アセス図書にアクセスできるといったページをイメージしてございます。また右でございますけれども、「アセス図書公開事業と位置情報のリンク」というところで、環境省ホームページでございます「環境影響評価情報支援ネットワーク」の「環境アセスメント事例全国マップ」と図書の情報を紐づけることで、後続事業者が周囲の事業のアセス図書にアクセスしやすくなるよう、利便性の高いデザインにしたいと考えてございます。

最後、「今後の運用に当たって」でございますけれども、上記のほか、事業者や閲覧者が適切に制度を活用できるようなルール作りや、同意率を向上させるための取組を施行に向けて引き続き検討してまいります。また、施行後においても、公開の状況を踏まえて不断の見直しを実施していきたいと考えてございます。資料2の御説明については以上となります。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。御意見、御質問等ある方は、挙手または名札を立てていただければと思います。どなたからでも結構ですので、お願ひいたします。関島委員、お願いします。

【関島委員】

はい、1点ですけれども、1ページ目ですかね、第2回でいただいた御意見について日本風力発電協会からは、事業者にとっての継続公開の意義、メリットを明確にすること、これは当然であると思います。あともう一つ、「日本アセスメント協会の方から後続事業の環境影響評価等にどのように活用できるかを示すことが重要である」というところですけれども、重要なのは、「公開すること」が目的化しないように、この公開することがどう事業者にとって、それから後続事業の環境影響評価に、どのようなメリットが出てくるのかというところを整理しておくことが、私は大事だと思っていて、図書を利用して、どういった情報を後続事業の環境影響評価に生かしていくのか、どこかの段階で議論が必要だと思うんですね。やっぱりそれを考えておかないと、例えば「公開はしたものの、黒塗りになっていて、それが全く後続事業の環境影響評価につながらない」とかっていうことも起きかねないので、事前にどういう情報を公開した図書から吸い出していくのかというところも、事前に考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

あと、後続事業、図書の公開に当たっては、例えばアセスの審査の時には、事業者のほうで「補足説明資料」の提示なんかもあるんですけれども、その資料も公開されるのか、どこまで図書として含めるのかというところも、ちょっと教えていただきたいんですけども。図書だけだと、おそらく補足説明資料なんか多分出てこないだろうと思うんですけども、おそらく多分そういうふうなところで、審査の中でこういうふうな情報を出していただきたいという中で、補足説明資料の中で事項とか説明が多分出てくると思う。そういういたもの

は入ってくるのか入ってこないのかというところを、ちょっと教えていただきたいと思います。

【大塚座長】

何人かの御意見をいただこうと思いましたが、特にないようですので、御質問をいただいた点、御回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。御質問ありがとうございます。後続事業に活用されるという点の考え方でございますけれども、今回の公開をされる対象につきましては、いわゆる公告・縦覧がなされた図書でございます。それについて今回公表の対象ということで整理をさせていただいているところですけれども、この活用できる見込みといったしましては、例えば騒音ですか、そういったその累積的な影響が考えられるような内容につきまして、それぞれの風車の位置等を踏まえながら、後続事業者が自分たちの計画を設計していく段階で参考にし得ると考えてございます。

また、そういった公告・縦覧に供する図書につきましては、御指摘の通り、いわゆる希少種の情報については、黒塗りという形で公表されるものと理解をしてございますので、今回の継続公開の対象につきましても、同じ図書が対象であることから、そういった情報については、引き続き同じく黒塗りになると考えてございます。ただ、一方でその懸念といたしまして、その希少種への影響等を把握するにあたって、そういった情報は非常に重要だというふうに考えてございますけれども、例えばそういった事業につきましては、その通常のアセスの中で、その累積的な影響を加味するにあたって、周辺で事業を行っている事業者等にヒアリングする等を行うことによって、その事業者間での情報のやり取りというものは、あり得るだろうというふうに考えてございます。

で、もう一つ御質問いただきました補足資料というところでございますが、冒頭お答えをさせていただいた通り、公告・縦覧に供した図書ですので、いわゆる今回の継続公開図書の対象にはなっていないという状況でございます。

【関島委員】

はい。

【大塚座長】

はい、どうぞ、阿部委員お願いします。

【阿部委員】

御説明ありがとうございます。特にこの2ページの具体的な運用につきましてはこれま

でいろいろ議論がありまして、事業者さんからもいろいろ懸念の声も出てきたんじゃないかと思うんですけれども、こういった形でまずはまとめていただきまして。非常にこれから重要になるのが、やはり多くの同意を取り付けて、できる限り漏れのないように、網羅的にアセス図書を公開していただくということが重要ではないかと思います。これからいろいろな検討の、グラフの結果とか出していただいていると思いますけれども、こうした制度を改正したり、あるいはセミナー等でいろいろな考え方、アセスの考え方、あるいは標準的な手法を周知したりというところでも、こういう公開というのは非常に重要になってくると思いますので、そういう形で是非ですね、漏れのないように同意いただけるような形で運用していただければと思っております。

3ページのところですけれども、こちらもですね、地図のクリックでアセス図書が参照できるように、使いやすくなつて、非常にいいんではないかと思うんですけれども。少し1点だけ、確認のため質問しておきたいんですが、左側のですね、このクリックをした後、青字をクリックした後なんですが、現状のアセス支援ネットですと、例えば事業者のページに飛ぶような形になつていて。アセス支援ネットそのものに掲載されているものではなくでですね、ばらつきがあつたり、それから掲載されているものについても、準備書が本体一冊とか、あるいは前半後半で出ているもの等、それから章立てで細かく出しているものと。私はやっぱり章立てで出ている方が使い勝手がいいし、一つ一つが軽いので閲覧もしやすいのではないかと思うんですが、できるだけその辺のところは統一をとっていただきたいと思いますけれども、その辺の運用についてもし何かお考えのことがあれば教えてください。よろしくお願いします。

【大塚座長】

はい。2、3質問をいただいてから答えていただこうかと思いますが、他にはいかがですか。よろしいですか。はい、では御回答お願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、御質問ありがとうございます。今回、継続公開をする際には、事業者の方から同意をいただいた上で、そのアセス図書に係るPDFでしたりとか、そういうデータを提供いただくことを想定してございます。ですので、今回公表にあたっては、まさに環境省のWebページにアセス図書のデータがぶら下がるという形での運用を予定しております。

もう一つ御質問いただきました、まさに示し方ということで、例えば章立てごとでしたりとか、あと分割されたものでしたりとか、そういうところ御提案いただいてございますけれども、まさにそういったより使いやすい公表の在り方について、引き続き検討をさせていただきたいと考えてございます。御指摘ありがとうございます。

【大塚座長】

はい。具体的なところまで御指摘いただきまして、ありがとうございます。はい、では、錦澤委員、どうぞお願ひします。

【錦澤委員】

この継続公開は、新規で出てきた図書っていうのはもちろん対象になるわけですけれども、これまで環境省で取り組んでこられた、協力を得られた事業は公開するっていうのが、相当程度あって。それは確か2年とかかなり、制限がついて、それが終わったらもう公開しないってことになると思いますけど。これまでそういった協力を得て公開してきたものも、改めて今回協力が得られれば、この対象にするのかどうかということについて、確認したいと思います。できればそのようにすることが望ましいと思っています。

それからあと、もう1点は、一覧をですね、これは3ページですかね、左の方でイメージとしてこう出すっていうことで、これいいと思うんですけど、やはりあの黒字で同意されず公開されないものっていうものも含めて、全てこう一覧にして出すってことが非常に重要なと思いますので、それはやはり是非やっていただきたいなと思います。どの事業が公開されて、どの事業が公開されていないかということですね。

それからあと、もう1点は先ほど阿部委員が言われた、クリックしてからどういうページの作りになるのかっていうところ、私もすごく大事だと思っていまして。特にアセス図書、非常に大部で、ページ数が多くなりますので、いきなり1つの図書で、PDFが出てくるってことはないとは思いますけれども、どういう形で次にどういうページに飛ぶのかっていうところ、そこも考えておくことが非常に重要なと思いました。以上です。

【大塚座長】

はい、どうぞ。荒井委員お願ひします。

【荒井委員】

ありがとうございます。今の、どのようなデータをダウンロードできるのかっていうようなことだと思うんですけども、2ページ目のところで複製の可否についての確認をするというところで、もしかしたら、一斉の全部のダウンロードは困るけれども、もしかしたら景觀とかの場合は、意外に皆さん構いませんよ、というふうに仰るのかなって少し思いましたので、もしかしたら、ダウンロードも分割することによって、スムーズに進むところと、これはどうしても配慮が必要というところがあるかなと思いますので、どのようにデータを分けて、その部分にダウンロードがどういうふうになるのかっていうのは、意外に重要な点かなって思ってますので、そこら辺の整理をされていたらいかがかなと思いました。データの場合は、ちゃんとデータがあると、累積のときとか非常に使えると思いますので、これは皆さんお預かりいただけるのかなというふうに思いますので、是非そこら辺の整理していただけたらなと思います。お願ひします。

【大塚座長】

はい。では一応この辺で区切ろうと思いますが、よろしいですか。では御回答お願ひします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、ありがとうございます。まず、錦澤委員から御質問いただいた内容につきまして御回答させていただきます。まず1つ目、これまで公開をしていただいたところにつきまして、我々としても是非引き続き公開していただければと思っているところ、まさにここの取り扱いについては、どのような形で働きかけるか等も含めて、検討させていただきたいと思ってございます。また2点目、黒字でお示しすることは重要と、いうふうな御指摘をいただきましたので、そういう方針で我々としても進めていきたいと考えてございます。また、クリックした先で、まさにどういった形でお示しをするかといったところについても、今回の委員会で、非常に重要という御指摘をいただきましたので、これについても、我々として検討してまいりたいと考えてございます。

また、荒井委員からも御指摘いただきました、部分的なダウンロードのある意味可否が取れるようにしてはどうかといった、対応につきましても、ある意味、先ほど阿部委員でしたりとか、錦澤委員から御指摘をいただきましたように、どのような形で公開するのかということに紐づいてきていると考えてございますので、そういう形も踏まえた上で、この部分ダウンロードの可否についても、ある意味その同意書等で取れるような形にするかどうかということについて、検討していきたいと考えてございます。回答としては以上となります。

【大塚座長】

はい、よろしいでしょうか。今まで同意いただいているものは、たぶん、基本的にそのまま継続だと思うんですけども、また御検討いただくことがあるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

はい。では次の議事に移りたいと思います。それでは次に議事の2、建替事業、建替配慮書について、御説明を事務局からお願ひいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、では資料3を用いて建替事業、建替配慮書に係る内容について御説明をさせていただきます。

まず、第2回でいただいた御意見について御紹介をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。まず、電気事業連合会からは、火力の事業についてコメントをいただきました。具体的には、火カリプレースの特徴として、事業規模は大型化・増加する傾向があること。

技術進展により、発電効率の改善や環境設備の性能が向上し、大気汚染物質等の環境負荷は低減する傾向があるといったコメントをいただいてございます。

また、一般社団法人日本風力発電協会からは、風車は大型化の傾向にあり、現状はブレード長を含め、長さが 1.5 倍程度には大型化しているが、今後の正確な動向は不明であること。これまでのリプレースでは、系統接続の関係から、建替え前後での出力変化はほとんどなかったが、ノンファーム型接続が主流となることで、出力変化の傾向は変わると考えられるといったコメントをいただいてございます。

その下、日本地熱協会からは、これまでの実績は 3 件で、うち 1 件は出力増大をしているが、蒸気、熱水量は変更せず、発電方式を変更したものであること。こういったケースについては、20%かそれ以上の出力増加が想定される場合もあるといったコメントをいただいてございます。また、アセス法施行以前の発電所については、地元や自治体の協定に基づく項目を継続して測定していること。建替えの場合は、周囲の環境の大きな変化は想定しておらず、発電設備の配置も大きな移動はないが、井戸の位置が大きく変わる際は、設備が移動する可能性があるといったコメントをいただいてございます。

2 ページ目でございます。公益財団法人日本自然保護協会からは、火力・地熱発電所は位置変更が少なく、自然環境項目は絞り込み可能ではないか。風力発電所は、鳥類、植物への影響があるため、長期モニタリングが必須だが、十分なデータが得られるか注視が必要といったコメントをいただいてございます。

公益財団法人日本野鳥の会からは、基本的には建替え前後の影響比較調査が実施できるようにする必要があると考えられ、特に事前のアセスを実施していない事業は、既存風車撤去後の新設までの間に、風車が立っていない期間での調査をする必要があるといった御意見をいただいてございます。

その下、一般社団法人日本環境アセスメント協会からは、既存工作物が設置されている区域について、風力発電の場合は、敷地の概念が明確でなく、事業ごとに異なることも想定されるので、建替え前の設置地域の定義を明確化するというのが大事であること。風力発電事業における搬入路、火力発電事業における敷地外の施設等の考え方も整理しておくことが望ましい。また、環境保全のための配慮の内容等の記載内容について、できるだけ具体的にガイドライン等で明らかにするということが必要といったコメントをいただいてございます。

こうした関係団体からのコメントを踏まえまして、検討委員からは、すでに立地している事業を適正化するというのが建替配慮書の趣旨であるので、建替配慮書手続を経たとしても、通常の方法書手続は実施され、細かい環境影響を確認するのは方法書以降ではないか、でしたりとか、その建替配慮書の記載内容をガイドライン等で明らかにすることは重要であるというふうに御賛同いただくとともに、例えば地域貢献に関する事等について、建替配慮書に追記をするといったことに賛同いただくといったコメントもいただいてござります。

では、1枚おめくりいただきまして、3ページ目から、「建替事業の要件を定める考え方」について、御説明をさせていただきます。今回、この資料の前半は、この要件を定める考え方についてお示しをしたものになってございまして、今回のこの資料3のこの「建替事業の要件を定める考え方」について一旦御説明の後、委員の皆様から御質問、御意見賜れればと考へてございます。

では、4ページ目を御覧ください。「建替配慮書に係る規定」ということで、第1回の検討会でもお示しをしたものになってございます。改正後の環境影響評価法の条文を、真ん中、3条の3の第2項をおつけをしてございますので、適宜御参照いただければと思います。

次に、おめくりいただきまして、5ページ目でございます。既存工作物が設置されている区域について、まずは明確にすべきといったコメントも踏まえまして、今回、事務局案として整理をさせていただきます。まず、この改正法において「既存工作物」とは、法が対象としている事業種に係る工作物であることから、火力、風力、地熱における既存工作物は「事業用電気工作物であって発電用のもの」であると整理できます。これは条文から引用させていただいた考え方になります。他方、ガスタンク、貯水池、アクセス道路といった付帯設備や関連施設については、発電事業に係る環境影響評価の対象となる範囲ではございますが、これらは事業用電気工作物であって発電用のものではないため、既存工作物に該当しません。今回、この建替配慮書手続の円滑な運用にあたっては、まさにこの「既存工作物が設置されている区域」について、各事業の特徴を踏まえた明瞭な考え方を示すことが重要であると考えます。そのため、事務局として、この各発電事業の電気設備の技術基準、具体的には「柵、塀等の設置」の運用実態を踏まえ、この既存工作物が設置されている区域を整理してはどうか、と考えてございます。

その下の「具体的に」というところで、火力から順番に御説明をさせていただきますと、火力については一般的に、発電所敷地全体が柵、塀等で囲われてございまして、この考え方が明瞭であることから、「発電所敷地」にしてはどうか、と御提案させていただきます。次に、風力発電事業でございますけれども、関係団体からのヒアリングでも意見がございましたとおり、この風力発電事業に係る「柵、塀等で囲まれた区域」については、「風車の各号機ごとの位置」でしたりとか、「風車が建っている区域全体」など、事業ごとに様々な考え方がなされているという実態がございます。風力事業に共通の考え方として、各号機において柵、塀等で人がみだりに入らない措置が講じられていることがなされていることから、当該区域を「風車設置位置」と整理してはどうか、と考えてございます。最後に地熱発電所でございますけれども、地熱発電事業は山地での実施が多く、発電所の敷地は比較的複雑な形になっていると承知をしてございます。環境影響評価法の対象となる建替事業においては、タービン冷却塔等の更新事業であることから、当該区域を「これらの設備が一体的に設置されている発電設備敷地」と整理してはどうか、と考えてございます。

次に、6ページ目を御覧ください。「建替事業の要件を定める考え方の案」といたしまして、事務局から御提案をさせていただきたいと思います。まず、環境影響評価法では発電事

業の規模要件として「出力」が設定されていることから、今回の規模に係る数値についても、出力が該当するのが妥当と考えてございます。また、この建替事業の要件を定めるにあたっては、既存の環境情報を活用することで配慮書手続を合理化できる程度に、建替え前後の事業が類似しているといったことを踏まえる必要があると考えてございます。その考え方の下、建替事業の要件のうち、「政令で定める距離」、これまでXと御説明させていただいたものについては、「軽微変更要件」を参考にしてはどうか、と考えてございます。次に「規模の比」については、技術進展も踏まえ、各事業種の評価書に基づく建替え前後の環境負荷の変化を踏まえた検討を行ってはどうか、と考えてございます。これらの考え方を踏まえた、各事業種ごとの建替事業の要件を定める考え方につきましては、7ページ目以降で具体的にお示しをさせていただきたいと思います。

まず7ページ目でございますけれども、先ほど御紹介した「軽微変更要件」について、改めて御説明をさせていただきます。この軽微変更要件の考え方につきましては、これまでの検討会でも御説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、その考え方につきましては、2つ目の四角でございます。「これまで行ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには、大きな環境影響の増加を生じない範囲の事業の内容の変更」ということで定めてございます。今回、改正法における建替事業はその趣旨を踏まえると、既存事業の環境監視結果等を新設工作物の設置事業に活用して、配慮書手続を合理化できる程度に、建替え前後の工作物に係る設置場所や規模が類似している必要があると考えます。このことから、今回の検討にあたって、軽微変更要件の活用が可能ではないか、というふうに考えてございます。

次、8ページ目でございます。「各建替事業の特徴」ということで、火力発電事業から御説明をさせていただきます。火力発電の建替実績においては、発電位置の変化について、以下の3パターンに分類をさせていただきましたが、そのうち「(1) 発電設備の位置が変わらないもの」「(2) 発電設備の位置が敷地内で移動するもの」、これらの合計が全体の約9割を占めているといった実態がございました。建替え前後の出力変化については、6割以上が建替え後に増加をしているといった傾向がございました。詳細については、下のグラフ1、グラフ2を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、9ページ目でございます。火力発電事業につきまして、これらの評価書の情報を踏まえた環境負荷の増減率と、その出力比についてグラフを作成いたしました。こうした事業の状況につきましては、参考資料6シリーズでお示しをしてございまして、こちらで規模の比でしたりとか、出力、そして位置の変化、そういうものが確認できるようになってございますので、委員の皆様方におかれましては、そちらの資料6のシリーズも御参照いただければと考えてございます。

今回の分析にあたって24件を対象とさせていただいてますが、そのうち8ページ目の「H事業」につきましては、出力比が非常に大きい事業になってございましたので、今回見やすさのため、以下のグラフにはプロットさせていただいてないので、御承知おきいただければ

と思います。

まず左上のグラフ 3 でございます。「大気質」について、NO_x、SO_x、ばいじんのプロットをさせていただきました。これからのグラフにつきましては、左の X 軸が出力の比になってございまして、建替え後の出力を建替え前の出力で割った値になってございます。縦軸が環境負荷に係る増減率になってございまして、建替え後から建替え前の値を引いて、それを建替え前の値で割ったものをパーセントでお示しをしているものになってございます。大気質でございますけれども、ほとんどの事業が 0% より下といったところで、ほとんど全ての事業で改善が見られているといった傾向がございました。

グラフ 4 「CO₂」でございますけれども、こちらにつきましては、紺色が CO₂ 排出原単位、オレンジ色が CO₂ 排出量をプロットしたものになってございます。CO₂ 排出原単位につきましては、1 事業を除き全て減少しているといったものと、あとは CO₂ 排出量につきましては、1 を超えたところで増えている実態があるといったものが見受けられます。

次のグラフ 5 「水質」でございますけれども、こちらにつきましては、出力の比が 3 よりも下のところでは 0% もしくはそれ以下といった状況になってございまして、3 を超えるものにつきましては増加が見られているといった実態がございます。

グラフ 6 「温排水」につきましては、出力比が 2 よりも上のところでは増加をしている案件が見受けられますが、それより下の案件につきましては 0% 以下になっているといった実態がございました。

おめくりいただきまして 10 ページ目でございます。こうした状況を踏まえて、「火力発電所の建替要件の考え方の案」をお示しいたしました。まず、「距離」については「軽微変更要件」を参考にしてはどうか、と考えてございます。次に「規模に係る数値の比」については、出力比については出力の増加が大きくなるほど、各種環境負荷が大きくなる傾向が見られたと。概ね、大気質、水質、温排水熱量が建替え前から大幅に変化していないことが確認される値を、今回の規模に係る数値の比の検討にあたって参考にできるのではないか、と考えてございます。こういった考え方につきまして、本日、委員の皆様に御議論いただければと考えているところ、仮にこの考え方を適用するのであれば、例えば以下が考えられるということで、点線の中に定める値等について例示をさせていただいてございます。具体的には、「既存工作物が設置されている区域」といたしまして、「既存の発電所敷地」。「政令で定める距離 X」といたしまして 300m。「政令で定める規模に関する比 Y」については 2.0 と考えてございます。

次に、風力について 11 ページ目から御説明をさせていただきます。まず、風力の位置につきましては、「(1) 風車位置の移動が全て 100m 未満のもの」および「(2) 風車位置の移動が全て 300m 未満のもの」が 6 割以上を占めるといった実態がございます。また、「建替え前後の出力変化」については、約 7 割で増減がなかった、すなわち同じ出力だったといった実態がございました。

次に 12 ページ目でございます。風力発電の特徴といたしまして、まず建替え前後で比較

できる定量的な環境負荷として、改変面積、切盛量、これは土工量についてのものでございますけれども、が挙げられます。これらについては出力比との明確な関係が見られない状況でした。具体的には下のグラフ 9、グラフ 10 でございます。こちら、見方としては先ほどと同じく、横軸が出力の比でございまして、縦が改変面積のヘクタール、実際の値と、切盛量の万立方メートルという実際の値をプロットしてございますが、これらについて明確な関係は見られなかったといった状況でございます。加えて、風力発電事業は多くの場合、鳥類等への影響が懸念されるといった事業でございますけれども、評価書の情報では、建替え前後の鳥類等への影響の定量化は困難であったといった実態がございます。

おめくりいただきまして、13 ページ目でございます。「風力発電事業の建替要件の考え方」といたしまして、距離については火力と同様、「軽微変更要件」を参考にしてはどうか、というふうに御提案をさせていただきます。次に、「規模に係る数値の比」については、風力発電事業の場合、改変面積、切盛量は出力比との明確な相関が見られず、加えて鳥類等に対する影響と出力の比の関係性の定量化も困難でございました。さらに、ヒアリングを踏まえると、今後予測される風車の大型化の傾向でしたりとか、FIT での売電や系統接続のあり方の変化を踏まえると、今後の建替えの傾向は従前と大きく異なることが想定されると考えてございます。そのため、建替要件の検討にあたっては、距離と同様に、規模に係る数値の比についても「軽微変更要件」を参考にしてはどうか、というふうに提案をさせていただければと考えてございます。これを踏まえると、以下の点線の中でございますけれども、「既存工作物が設置されている区域」といたしまして「既設の風車設置位置」。「政令で定める距離 X」といたしまして 300m。「政令で定める規模に関する比 Y」については 1.1 になると考えてございます。

最後に、地熱、14 ページ目でございます。建替え実績である 3 件につきましては、諸元を整理すると以下の表のとおりでございます。特徴といたしまして、3 事業とも既存の発電設備敷地内、または隣接した区域での建替えが行われているといった実態がございます。A 事業につきましては、出力の比が 1.2 ということで、これにつきましては当初御説明させていただいたとおり、蒸気量は変わらず出力は増加といったような実態になってございます。今回、既存工作物が設置されている区域として「発電設備敷地」を案として御提案をさせていただいているが、A 事業の建替え位置について、下の地図でお示しをしてございます。この赤枠で囲っている中の、黄色に塗っている部分が発電設備敷地といったところで、ここにタービンや冷却塔が位置しているといった性質の場所になります。

15 ページ目でございます。「地熱の建替要件の考え方」につきまして、距離についてはこれまで同様、「軽微変更要件」を参考にしてはどうか。「規模に係る数値の比」については、実績が少ない一方で、技術革新により発電方式の変更により、環境負荷が変化しない、蒸気量が変化しない場合でも、出力が増加するケース、具体的にはシングルフラッシュからダブルフラッシュへの発電方式の変更により、約 20% の出力増加が見込まれることなどが想定されますので、そのようなケースを対象とする数値としてはどうか、というふうに御提案を

させていただきます。この考え方に基づくと、例えば、例示ですけれども、「既存工作物が設置されている区域」として「既存の発電設備敷地」。「政令で定める距離 X」といたしまして 300m。「政令で定める規模に関する比 Y」については 1.3 というものが考えられると考えてございます。

資料 3 の前半の説明については以上とさせていただきます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございました。では、ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ある方は、挙手または名札を立てていただければと思います。よろしくお願いします。

はい、では阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

はい。御説明ありがとうございます。まずですね、既存工作物が設置されている区域。一つ、事業用電気工作物であって発電用のものが設置されている範囲ということで、今回整理していただいたと思いますけれども、少し確認しておきたいのは、火力発電所の資料の、参考資料 6-1 を出していただきてもいいですか。12 ページですかね。発電所の場合は、発電所の敷地ということで、IPP と略す、いわゆる、工場の中に発電所を作っているケースがあって、発電所設備、発電所敷地というのは、はつきりしないようなケースもあると思うんですが、その場合は、例えば 12 ページですと、左側のですね、青色の範囲のようなものを一応発電所の敷地として定義するのか、工場全体に対してそこは何らかの仕分けをするのか、ちょっと細かい話になりますけれども、そこはきちんと整理しておく必要があるんじゃないかなと思いましたので、そこを少し確認させていただきたい。

それから、要件を定める考え方ということで、技術進展も踏まえて、一応環境負荷の変化というものを整理していただいて、今回はですね、これまでの実績も踏まえてということですし、これまでリプレースとして取り扱ってきたものが、いくつかは極端なものもあるんでしょうけれども、大きくは変化しないということで、合理的に整理していただいたんではないかなと思っております。ただですね、今後、技術進展に伴って変わっていくものもあるでしょうし、今回地熱と火力と風力について扱っておりますけれども、他の事業、今回はこの 3 つだけじゃなくて、法改正で全ての事業があると思うんですね。他の事業でリプレースの案件が出てきたときにですね、過去の実績というのはございませんので、そういう場合に、どういう考え方でいくのか、今回の技術進展とか環境負荷の想定とかを整理して、やっぱり決めていくのかどうか、ちょっとそこの考え方を伺いたいなと思います。

それから、あとこれも少し細かい話になるんですが、今回ですね、300m ということで、ここは前回も議論かなりしていると思いますので、それほど異論はないんじゃないかなと思ってますけれども、風力発電事業の方の 6-2 を見ていただいて、おそらくですね、16 ペ

ージ以降っていうのはかなり極端なケースというかですね、大きな移動がある事例だと思うんですけども、この辺はリプレースに入ってこない、P 事業以降のところですね。で、それ以前のところは従前のリプレースに入るのかなということで、そこはきれいに整理していただいているんですけども、若干ですね、いくつか、例えば I 事業とかですね、1 基だけ移動しているような事業があるんですけども、これについては、I 事業、18 ページですかね。その前の F 事業にも 1 つぐらいありましたかね。F 事業、16 ページですね。これ 1 基だけっていうのは、もうここは 300m 外に収めていただくのか、それともなんか、少しこのぐらいのものであつたら、ある程度こう融通できるものなのかとか、その辺も少し考え方を聞かせていただきたいと思います。いずれもちょっと細かい内容になりますけども、確認させていただければと思います。よろしくお願ひします。

【大塚座長】

はい、では続けて関島委員、どうぞお願ひします。

【関島委員】

「既存工作物が設置されている区域」、それから「政令で定める距離 X の案」、それから「政令で定める規模に関する比 Y の案」に関しては、概ね、これまでの議論を整理した結果として、妥当なものだなというふうに感じております。ただ、今、阿部委員がおっしゃられたように、これから技術進展等によってということで、多分条件も色々変わってくるかもしれないですし、そういったところをやっぱり推移を見守りながら、この辺の修正が必要になってくるかもしれないということを含めながら、当面はこれでいいのかなというふうに思った次第です。

それからもう一つ、他の事業ですね、最近でも太陽光事業に関しては非常に、社会を賑わしてあるところがあるんですけども、そういったところの事業も、今、法アセスの案件にもなっていますので、そういったところに関しても、今後どうしていくのかといったところは議論は、早めにしといた方がいいんじゃないかというふうに思っております。

12 ページのところで確認させていただきたいんですけど、風力発電事業に関して建替事業の特徴のところですね、まとめが出ています。で、例えば切り盛り量に関しては明確な関係が見られなかった。でも恐らく規模だけではなくて、多分地形等踏まえていかないと、恐らくこの地形等によっては全然切り盛り量なんかも変わってくるので、そういった他の要因も含めてやっぱり考えていく必要性があるんじゃないかといったところであつたり。

それから、2 点目ですかね、あの黒ポチの。鳥類に関して、影響は懸念されるんですが、建替え前後で鳥類等への影響の定量化は困難であった。で、これだけだとなんで困難だったのかよくわからなくて。どのような理由によって困難だったのかといったところ、具体的に記していただきたいなと思っています。例えば、自主アセスの案件が多いために、事前事後

がやっぱり比較できなかつたのかとか、でも事後モニタリングなんかやつていれば、おそらく多分鳥衝突のエビデンスなんかも多分取れていますと思うし、それ自体も取得できなかつたのか、その困難の理由がよくわからなかつたので、その辺具体化していただきたいといったところの要望があります。はい、以上です。

【大塚座長】

はい、他にはいかがでしようか。よろしいですか。はい、ではそこまでのところで御回答お願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、御質問ありがとうございました。まず、阿部委員から御質問いただいた内容についてお答えさせていただければと思います。まさに御指摘の共同火力等の発電所の位置について、まさに参考資料6-1の12ページ目で御質問いただいたところについては、右の図でですね、青枠で括っていただいているところが、ございますので、そこに該当すると考えていますが、今後の事業ですね、もちろんその明確な発電所敷地といったものが、あるいは見られないような事業があると考えています。で、こういったものについては、今の段階できちつとこう線引というのは、難しいところがあるというふうに考えておりますので、現時点では個別に相談等いただくことによって、それが該当するかしないかということを、我々の方から、経済産業省含め、判断させていただければと考えています。

2つ目といたしまして、まさに実績があるところ今回中心に、対象事業の方検討させていただきましたが、今後リプレースが、これまでない事業で、今後予想されるところの考え方についてでございますけれども、そういった事業種については、やはり今後のリプレースにどういった傾向があるか、予想の段階にはなるかもしだれませんけども、そういったものを踏まえて、検討されるべきと考えてございます。

3つ目といたしまして、参考資料6-2のI事業といったような、1本だけズレているといったような事業をどうするかという御質問についてでございますけれども、まさに今回は建替配慮書の対象をどうするかといった議論だと考えてございますので、その建替配慮書の段階で、事業者がどこまでその精緻に、風車の位置を特定できるのかというところは、なかなか事業者によっては難しいところもあるのかなと考えてございます。そういう意味で申し上げますと、今回、後半ですね、建替配慮書に記載される内容の議論のところでも、御説明をさせていただく予定でございますけれども、事業者がリプレースの事業において、どこの位置にその風車を置くことを考えているかといった範囲をお示しいただくという必要があると思ってございまして、その範囲がいわゆる「既存工作物が設置されている区域またはその近接区域」に包含がされているかどうかというところが、今回のポイントであるというふうに考えてございます。今回まさにその建替配慮書は、こういった事業を実施しようとする者が対象となりますので、例えば、仮に建替配慮書を作成した者が、方法書以降

でですね、実際のその風車の位置が変更となって、いわゆるその近接した区域の外に置く予定になったとしても、もちろんそれを踏まえた環境影響評価はやっていただくことになりますが、それでもって、いわゆるその配慮書のやり直しといったところはなされない制度だと理解をしてございます。

次に関島委員から、いくつか御質問をいただいてございます。今回その条件を検討するにあたって、例えば風力発電ですと、切盛量でしたりとか、改変面積についてお示しをさせていただきましたが、まさに地形等の様々な要因が絡んでいるのではないかというふうに御指摘をいただきました。今回、我々が建替配慮書か、通常の配慮書かを判断する要件としては、その出力の比と事業実施位置という2つの要素でしか、設定できない法律になっているということを踏まえて、今回出力自体と、各諸元がどのような関係にあるかというところが重要であると考えています。ですので、今回はあくまでそれらのグラフといたしまして、X軸に出力の比を取らせていただいたといった状況です。そのため、今回のその要件の検討にあたっては、日本のどこでその風力発電事業が行われるかということに限らず、その建替えか、通常かといったところを判断する必要があることから、今回は出力比で分析をし、その結果、明確な関係が見られなかつたと整理をさせていただいたところです。

また、もう一つの御質問である、鳥類についての影響が定量化困難であったというところでございますけれども、今回はアセス図書のうち評価書に着目して、分析をさせていただこうと考えてございました。鳥類に係る部分として、定量的なものとしては例えば衝突確率といったものがございますけれども、この衝突確率自体は、御承知のとおり不確実性も多く含まれることから、これをもって環境負荷を捉えきれているかというと、なかなかそれは難しかろうと考えてございます。また、リプレース状況といたしまして、同じ風車であってもリプレース後の高さが変化したりですか、そういったところで鳥類への影響というものが様々なものがあると想定されるところ、今回は鳥類への影響から、出力との関係性を導き出すのは困難であるという状況でございます。風車のリプレースの実態といたしましては、参考資料6-2でもお示しをしてございます通り、単機出力自体は大きくなっている傾向がございますけれども、本数自体は減っているといったものもございます。そういったところから、鳥類への影響が増えているのか減っているのかといったところについての、実態把握が難しい実態があると考え、このような表現をさせていただいたところです。

また、御指摘いただきました通り、例えば事後報告書等でバードストライクの調査を行つていただいて、それを報告書に掲載をしていただいている事例ももちろんございますけれども、今後はこういった実際にリプレースを行った事業の報告書が、例えば前半に御説明をさせていただいたアセスの継続公開等を利用いただいて、そういった情報がオープンになった際に、我々としてもこの数値の比について、今後検討していくことは知見が溜まったうえであり得ると考えてございます。

【関島委員】

ちょっと待ってください。よろしいですか。ちょっとまだ理解できないのが、要は評価書で判断したってことなんんですけど、例えばリプレース、建替事業があるときに、やはり事後モニタリングの結果がいっぱいあると思うんですよね。その報告書も多分出てくるんだと思うんですけど、そういう報告書を参考にした形で、事後モニタリングの結果を受けた形で、要は衝突確率ではなくて、実際の衝突されたエビデンスっていうのがやはりそこにあるので、そういったところがこの影響評価の中に入ってくるべきなんじゃないか。いわゆる建替配慮書に入る時の情報として入ってくるんじゃないかなと思います。その辺はいかがですか。ちょっとその辺は今の説明では理解できなかったので。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御指摘ありがとうございます。そういう意味で申しますと、今回の19件、評価書でいわゆる建替事業というものを特定させていただきましたが、我々としてそれらの事業の事後報告書について、入手ができなかつたというところもございますので、そういったもので今回の建替えの分析に当たって、鳥類の影響からの定量化は困難であるとの御説明をさせていただきました。

【関島委員】

私が言いたかった要望は、そうやって具体的にやはり書いていただきたかった。何が理由で定量化できなかつたのか。そもそも関係がないのか、それとも定量化は多分やろうと思えばできるんだけども、その報告書が出ていないのでその辺の整理がつかなかつたのかでは全く違う話だと思うので、その辺を書いていただいた方が、この定量化が困難だっていう説明力があるんじゃないかなと思います。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御指摘ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、では、今の事務局からの回答を踏まえまして、修正していただくということで。他に、いかがでしょうか。特にありませんか。細かいところについても詳細に御要望いただいているだけでも、火力と風力と地熱についての事務局の提案に関しては、いかがでしょうか。

【片谷委員】

先日、事前説明をしていただいた、環境省が今お考えになっているプランをだいぶ詳細に説明していただきました。まだ全部きちんと整理しきれているというわけではないとは思いますけれども、この短い時間の間に随分と具体的な計画を示していただいたという感覚

を強く持ちました。私個人としては、今日御説明いただいている環境省で今お考えの方針というのは、完璧とは言えない点があるとは思いますけれども、非常によく整理できている計画になっているというふうに見ております。今日は特に私から異論を申し上げることはないということを発言させていただくために、今日はオンラインで恐縮なのですが、急遽出席させていただきました。正直に環境省案に賛同するということが私の意見であります。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【荒井委員】

御説明ありがとうございました。全体的には非常に綺麗に説明がついているかなという印象持っています。風力の部分に書いてありましたけど、限界性もあるというか、これから今後の建替えの傾向自体も不透明な部分もありますので、現段階ではすごく分かりやすく整理されているかなと思って見ております。

あと、委員からの質問があってちょっとズレているかもしれないんですけど、これから御説明ですかね、その部分をちょっと聞いてから整理が必要かなと思っているところです。

【錦澤委員】

私もこの提案について概ね賛同しております。風力に関してはですね、風車が複数立つということで、一つ確認なのですが、参考資料6-2でこれまでのリプレースの状況というのが示されていて、300メートル以上移動したものが1基あるっていうものがいくつか事例としてはあるのと、それ以上に10基とか20基とかかなり大規模に変更がかかっているものもあって。確認ですけど、風車が1基でも300メートル以上移動していると、これはもう対象、建替配慮書の対象にはならない、そういう理解でよろしいでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御質問ありがとうございます。先ほどの参考資料6-2でお示ししているような300メートル以上の移動が、1基でもあるような形で、建替配慮書での想定している位置に置かれる、すなわち近接している区域に入らない形での計画を建替配慮書でされた場合は、建替配慮書には該当しないといった御理解で問題ございません。

【錦澤委員】

なるほど、そうですか。まあこれは、こういった建替配慮書の仕組みがはっきりできてくると、こういったケースというのはなくなってくるということはもちろん考えられるんですけど、1基だけ移動するという時に、場合によっては、逆に環境配慮っていうのを考え移動して、こういったことが生じるという可能性もなくはないのかなと思ったので。本来

からいうとなんとなく、これで完全に 1 基だけで 300 メートル移動するともうそれでスパッと線を切って対象にはしないという仕組みにするのがいいのかどうか、ちょっとそこは疑問に思ったんですけど、運用上スクリーニングのような仕組みを設けるのはなかなか難しいので。はい、理解しました。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まさに環境配慮のために建替えをする場所を再検討した結果、例えば 300 メートル以上離れるといったことは最終的な評価書の段階では大いにあり得ると考えてございます。仮にそういう事業を配慮書の段階で計画いただくにあたっては、まさにほぼ同じ位置でやることが想定されるのであれば、その前提で建替配慮書要件に満たすエリアでの事業を計画いただくというものは可能なのではないかと考えています。その上で、方法書以降でそういう環境配慮の内容等を踏まえてどこに風車を置くのかというのを改めて具体化していただくフェーズがあると考えていますので、その段階でまさに 300 メートルよりちょっと離れたような基が存在したとしても、環境配慮の結果ということで我々としては良いことをやっていただいている計画に値するというふうに考えています。そういう事業を入口の段階で弾くといったような制度にならないようにしたいと考えてございます。

【錦澤委員】

御説明ありがとうございました。そうですね、確かに位置が配慮書の段階で完全にはっきり決まっているわけではないので、そういうことにはならないということですね。わかりました。ちょっと理解が十分でなかったので、理解しました。ありがとうございます。

【大塚座長】

ありがとうございました。今の話は、最初は 300 メートル以内にしておいて、あとから方法書以降で 300 メートル以上離す、みたいな、そんなふうなこともできるというふうに聞こえてしまいますが、まあそういうこともあり得るということですか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

もちろん、そういう変更自体は制度上可能にはなるというお答えにはなると思うのですが、もちろんその環境配慮を訴求していった結果の措置であるべきだというふうに考えてございます。そういうものも踏まえて、我々としては環境大臣意見の提出であったりとか、環境省での審査といったものをさせていただくことを想定してございます。

【阿部委員】

はい。ちょっと確認ですけど、基本的には今回の政令で定めようとしている数値、かなり

妥当で合理的なものかなと私も考えているんですけども。今回はとりあえずは定めると。ただ風力発電協会からですね、今後、ノンファーム型接続などが主流になってくると、またそういう変化、傾向が変わってくる可能性があるという御指摘がありました。そういう事業がいくつか出てくると、やはり制度上も見直しの必要が出てくるのかなと思いますけれども、そのあたりの政令の今後の改正の余地はあると考えてよろしいでしょうか。その点で確認です。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。御認識の通り、政令については今回定めようと考えている風力もそうですし、あとまだ対象となっていない事業についても、今後検討していく可能性はあると考えてございます。

【大塚座長】

はい。既存のデータを元にしておりますので、将来的にはそういうこともあり得るということでございます。他にはいかがでしょうか。基本的に本日のこの事務局からの御提案については、賛成していただいているというふうに伺っておりますが、よろしいでしょうか。はい。他にはよろしいですか。ありがとうございました。

では、次の議題に移りたいと思います。議題の2、建替事業・建替配慮書についての後半部分の御説明を事務局からお願ひいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。資料3の16ページ目を御覧ください。建替配慮書の記載内容について御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして17ページ目でございます。こちら、第1回検討会でお示しした資料になってございまして、通常の事業、これまでの配慮書において記載をいただいている内容の章立てになります。配慮書につきましては、環境省が定める「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」、今後は基本的事項と呼ばせていただきますが、それに基づき定められる主務省令等を踏まえて作成されてございます。発電所の事例をお示ししたものになってございまして、特にこの後、第3章、第4章について、建替配慮書においてどのような記載内容になるのかといったところを御説明させていただきます。

18ページ目でございます。こちらも同じく第1回でお示しした内容になってございまして、建替配慮書の記載事項について、真ん中の表でお示しをしてございます通り、③、④が法改正により変更されているといったものでございます。

次、おめくりいただきまして19ページ目でございます。建替配慮書の記載内容案ということで、事務局案を作成させていただきました。

まず第1章、第2章から御説明をさせていただきますが、第1章については事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地といったところですね。これは建替配慮書も変更ないというふうに考えてございます。第2章、第1種事業の目的及び内容というところでございますが、これについては従前、名称、実施される区域、面積、もしくは変更される発電所の原動力の種類、出力、設備の配置計画の概要、工事の実施に関わる期間及び工程計画の概要といったものを、従前の配慮書で記載いたしました。建替配慮書の内容の案といたしまして、一番左の表のところですけれども、従前の配慮書の記載事項に加え、「建替え前の事業の状況」、「建替えの方針」、「基本的な工事手順」「建替え前後の出力等」を追記いただきたいと考えてございます。この「建替えの方針」というものとして、建替え前の既存工作物が設置されている区域、及び必要に応じてその近接区域、並びに建替え後に設置しようとする工作物の位置を記載いただきたいと考えてございます。この情報は、建替配慮書の要件に該当するかどうかの確認に必要なものになってございまして、これらを第2章に書いていただくというイメージであります。

次に第3章でございますけれども、従前の配慮書につきましては自然的状況、社会的状況、こういったものを既存の情報、文献情報等を整理いただいて配慮書に記載いただいてございました。これについては、建替配慮書では「事業実施想定区域」のみを記載することになってございまして、これを踏まえまして案といたしまして、従前の配慮書の記載事項は不要とさせていただこうと思ってございまして、第3章では事業実施想定区域のみの記載を考えてございます。

20ページ目でございます。今回の建替配慮書においては、先ほど御説明をさせていただいた通り、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果に代えて、当該第1種事業に係る「環境の保全のための配慮の内容」を記載することになりました。この配慮の内容においては、環境影響評価法の第3条の3で、第1種事業を実施しようとする者は計画段階配慮事項についての検討を行った結果について配慮書を作成しなければならないとされていることから、この計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、環境負荷が生じる要素に関し、事業に係る計画段階配慮事項の選定と、それにかかる配慮のための内容を記載いただく必要があると考えてございます。

それを踏まえて第4章における建替配慮書の内容として考えているのが、建替え前の発電所事業における影響の有無や程度等踏まえ、環境負荷が生じる環境要素に関し、配慮事項を選定した上で、建替え後の事業において実施する環境の保全のための配慮の内容を記載いただこうというふうに思っております。具体的にはまず（1）といたしまして、「建替え前の事業に係る環境負荷の状況」ということで、先ほども御指摘いただいたような事後調査の結果であったりとか、環境監視の結果等をここで記載いただく想定でいます。次に（2）といたしまして、「計画段階配慮事項の選定の結果」ということで、この（1）の状況を踏まえて、どれを計画段階配慮事項として選定するか、そこを記載いただきたいと考えてございます。最後（3）といたしまして、「計画段階配慮事項に係る環境の保全のための配慮

の内容」ということで、選んだ計画段階配慮事項について、それぞれどういった保全のための配慮の内容をする予定、計画にするかといったところを書いていただくことを想定してございます。これについては、例えば従前の取り組みと同程度なのか、もしくはそれ以上の配慮をする計画なのか、そういったことについてもこの（3）において分かるようにしていただくことを想定してございます。最後、第5章「その他」ということで、従前の配慮書ですと、配慮書の作成に当たったコンサル事業さん等の情報を記載しているものが多くございますが、これについては建替配慮書についても同様というふうに考えてございます。

おめくりいただきまして21ページ目でございます。この建替配慮事業にかかる指針等ということで、先ほど御説明をさせていただきました通り、この環境影響評価を行うに際して具体的なその内容に関する基準や指針については、基本的事項を踏まえ、事業種ごとに主務大臣が定める主務省令に規定がされてございます。この基本的事項につきましては、主務省令で定める基準、指針が一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、全ての事業種に共通する基本となる考え方を環境大臣が示したものになってございます。先ほど御説明をさせていただいたような建替配慮書に記載すべき事項については、この基本的事項の改正でしたりとか、それを受けた主務省令の改正によって位置づけられるものとに考えてございます。具体的には、基本的事項の構成を以下お示ししてございますが、この第一、第二が配慮書関係の内容となってございまして、この「第一計画段階配慮事項等の選定指針に関する基本的事項」のパートにおいて、先ほど御説明したような建替配慮書に記載する内容についての指針等を定めていきたいと考えてございます。

次の、22ページ目でございます。発電事業にかかる配慮書手続にかかる指針等については、主務省令である発電所アセス省令にこれまで定められているといった状況と、当該省令の内容等について解説した「発電所にかかる環境影響評価の手引」によって、この環境影響評価のより詳細な手順が示されているところでございます。建替配慮書手續にかかる指針等については、先ほど御説明した基本的事項に加え、発電所アセス省令や手引も見据えて、盛り込むべき内容について議論を深めていきたいと考えてございます。

最後、23ページ目でございます。建替配慮書の運用に当たって整備が必要な事項について、事務局案としてまとめさせていただきました。こういった先ほど記載すべき事項について基本的事項や主務省令等の改正が必要と御説明をさせていただきましたが、円滑な運用のためには事業者や審査関係者に向けて法解釈でしたりとか、より具体的な内容についての通知、通達、手引等によって整備をする必要があると考えてございます。その下の左側でございますけれども、整備が必要な事項ということで、8つ案として出させていただいてございます。まず1つ目、既存工作物の設置されている区域の解釈ということで、本日前半で御議論いただいた内容でございます。2つ目といたしまして、規模の比の算出にかかる発電所出力の考え方についても整備が必要と考えてございます。また、前回、前々回にも御指摘いただいたリプレースガイドライン、既に環境省が作成をしているものでございますけれども、これと建替配慮書制度の関係性の整理。4つ目、建替配慮書において活用可能なデー

タの考え方。5つ目、計画段階配慮事項を選定する際の考え方。6つ目、環境の保全のための配慮の内容の記載内容。7つ目、既存事業がアセス対象外であった等により、既存事業の工事、稼働に関する事後調査等の明確なデータがない場合の考え方。8つ目、建替配慮書における検討内容を方法書以降に活用するための考え方。こういった事項について明確に整理することで、事業者や審査関係者が円滑にこの制度を運用していただけのものではないかなというふうに考えてございます。右の図はそれぞれ定める内容について、手続き上どのようなものが位置づけられるかといったものを明示したものになってございます。資料3の説明は以上でございます。

【大塚座長】

はい。ありがとうございました。では、ただいま事務局から説明がありました内容に対して、御意見、御質問等ございましたら挙手または名札を立てていただければと思います。

はい。では阿部委員お願いします。

【阿部委員】

御説明ありがとうございます。おそらくいくつか簡略化されたというところもあるかと思いますが、例えば第3章のところは、「これまでの概況に対する事業実施想定区域」という形で、この段階では簡略化されているのでしょうか、おそらくこれは方法書では、また概況というのは、きちんと書いていただかないとスコーピングができないため、やはり方法書では記載していただく必要があるかと思います。そこはきちんと書くべきです。

それから、内容として今回、現況の負荷を踏まえて保全のための内容で書いていただき、やはりこういった形で現況を把握していく、こういった保全措置をとっていくという事業者の姿勢がかなり明確に見えてくるかと思います。火力であれば先ほど整理していただいたような感じだと思いますし、風力であれば一番の課題になっているバードストライクですが、そういったところの具体的な保全策がその段階で出てくるということになりますと、やはりそれを受け、逆に言うと絞り込んでいくことによって、網羅的に回すというよりは、最初からターゲットを絞り込んでいくことによって、まさにスコープを明確にしていくことによって、それがリプレースにおける合理化につながっていくのではないかと思います。是非、23ページにあるような記述、あるいはテキストで、どういったものを事業者として書いていくのが望ましいのかという考え方を整理していただくとともに、リプレースのガイドラインの方もおそらく見直さなければいけないと思いますので、そこでそういった建替配慮書を受けて、どういったところを整理、あるいは合理化していくかという考え方もまとめていっていただければと思います。よろしくお願いします。

【大塚座長】

はい。どうぞ、御回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御指摘ありがとうございます。まず、御質問いただいた内容を回答いたしますと、配慮書でまさに既存の情報等を踏まえて絞ることができるのではないかといったところがございましたが、既存のリプレースガイドラインでお示ししているものについて、建替配慮書に該当する事業かつ既存の工作物による環境負荷にかかる情報等が整理されているものに対しては、積極的にリプレースガイドラインの活用を事業者に促していくといったところはできるのではないかと考えてございます。遡って恐縮ですが、御指摘いただきました通り、今回配慮書においては、今第3章で整理をいただいているような周囲の概況については、今回記載不要としてはどうかという御提案をさせていただいたところ、御指摘のとおり方法書では記載いただく必要がございますので、そこはしっかりと事業者さんにも御理解いただくような説明が必要だと考えてございます。一方で、そういった地域の概況も踏まえたスコーピングの中で、やはり今手元にある環境情報を踏まえて低減が図られるものについては、発電所アセス省令の23条に基づいた簡略化ですとか、そういったところが可能になると考えてございまして、そちらの具体的な内容をこれまで火力ですとか風力のリプレースガイドラインという形で整理をさせていただいている。そういった、よりリプレースガイドラインの適切な活用をしっかりと我々としても周知をしていく、合理化が図られればと考えてございます。ありがとうございます。

【大塚座長】

はい。では、関島委員お願いします。

【関島委員】

非常に良くまとめていただいて、理解しやすい資料だと思います。1点確認させてください。第3章のところで、委員の方からも質問、意見がありましたように、建替配慮書の場合は、事業実施想定区域に関しては記載事項が必要なんだけれども、方法書の中で入ってくる、例えばその事業の進捗の時ですね、といった時には、その周囲において、風力発電事業がなかった状況であっても、例えば建替えの時にも多分その周囲に多数の風力事業が立ち上がっている可能性など、そういったものは方法書の方でしっかりと記載されていくという、累積的な影響を考えていくのは方法書の方で検討できるということでいいんだろうなと思いました。

もう1点、次の20ページに書かれている建替配慮書の内容のところで、私はこの部分が非常に重要だと思うんですが、これをある程度リプレースガイドラインに基づいて整理をしていくのか、それとも事業実施場所ごとに多分状況が違っている中で、ここはやはりスコーピングじゃないですか、やる検討対象の項目というのはこここの段階で事業ごとに変わるという可能性もあり得るんですか。配慮書の段階で記載する内容として。このあたりは

いかがですか。

【大塚座長】

はい。どうぞ、御回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御質問ありがとうございます。まず事業ごとにスコーピングするものが変わるものか、といった御質問でよろしかったでしょうか。

【関島委員】

はい。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、ありがとうございます。まさに事業ごとで、何を計画段階配慮事項として選定するのかというものは変わり得るものだというふうに考えてございます。ですので、実際に影響にかかる既存工作物の環境負荷にかかるデータが得られているのであれば、それを踏まえて何に着目すべきか、重大な環境影響が生じ得る項目は何かというところを、事業者がこの建替配慮書を作成する中で御検討いただくものと認識しています。

【関島委員】

分かりました。そういう方向にどんどんスコーピングを取り入れて、いわゆるアセスの簡略化を進めていただきたいと思いますし、そうなってくると事業者それからコンサルタントの役割というのはすごく大きくなってきて、何に着目して環境負荷を低減するのかといったところにおいては非常に重要ななと思っていましたので、これまで考えられていたものよりも、かなり大幅に前進したんじゃないかなと思いましたので、是非期待したいところです。

【大塚座長】

今の23ページの⑧とも関係するんですけど、建替配慮書においてスコーピングまではしないことになると思いますが、方法書との関係は、そこはどのように整理されているのでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。まさにスコーピングは方法書を作成する段階で、事業者の方がどれを環境影響評価の項目として選んでいくべきかというところに、既存の知見でしたりとか、事業の特徴を踏まえて選んでいくものだと理解してございます。それらを選ぶ上で、例えば今回であれば建

替配慮書を作成した場合に、建替配慮書の情報や内容を踏まえて、まさにスコーピングをしていただくことができるのではないかと考えています。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。他にどなたかいかがでしょうか。では荒井委員お願ひします。

【荒井委員】

ありがとうございます。非常に分かりやすくまとめていただいていて、19 ページとかあと 23 ページのところも非常に重要なところを整理されているなという印象を持ちました。19 ページのところで、第 2 章の事業実施想定区域のみ記載として、建替配慮書以外のところは明確になったかなと思います。ここは先ほど議論があったように重要なところだと思いますので、そこはなるべくしっかり書き込んでいただくように進めていかなければいけないなと思いました。23 ページのところで、実際ちょっとこれを景観でやること、自分でイメージすると結構難しいところが、実際に記述ガイドをしっかり整理していかないと、今ずっと話したことが実現しないので、こここのところはかなり整理しなければいけないなと思いました。特に風車のことで言うと、高さは皆さん 50m 以上大きくなりますし、それからブレードも 2 倍以上の直径になっているという現実がありますので、そこをどういうふうに考えていくのか、整理が必要になりますし、先ほどおっしゃった累積も後で書かなくてはいけないので、果たしてこうなのか、建替配慮書で何を整理するのか、どういうふうにつなげていくのかというのは、これから詰めなければいけない各項目があるなと思いましたので、これからしっかりガイドを作っていかなければいけないなと思いましたけれども、方向性としては賛同するところですし、是非しっかり次につなげていかなければいけないなと思いました。意見です。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。では錦澤委員お願ひします。

【錦澤委員】

19 ページのところですけれども、一つ、建替配慮書となった場合に、3 章の「周囲の概況」は記載しなくていいですよ、ということになったということで、「事業実施想定区域のみ記載」となっていますけれども、実際の配慮書の内容を見ると、これは「事業実施想定区域のみ記載」という意味は、こここのパートというのは自然的状況とか社会的状況について事業実施想定区域と周辺について書いていますけど、「事業実施想定区域のみ記載」というのは、事業実施想定区域の自然的状況と社会的状況については書きなさいという、そういう理解でよろしいんでしょうか。ちょっとそこを確認させてください。

【大塚座長】

はい。どうぞ、御回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

3章の事業実施想定区域については、御指摘いただいたような事業実施想定区域の自然的状況や社会的状況を記載いただくことは想定してございませんで、まさに地図上でどこが事業実施想定区域になるかというものをお示しいただくことを想定しているパートになります。

【錦澤委員】

あ、そうなんですね。そうすると、ちょっとそれが分かるように書いた方が。「事業実施想定区域の場所を明記する。」で、その場合はもうその3章に書くとかっていう話ではなくて、おそらく多分1章とかそういうところになるのかなと思いました。「事業実施想定区域のみ記載」ってなると、この自然的状況・社会的状況の事業実施想定区域の両方書くのかなと思ったので。分かりました。ではそれはちょっと誤解がないような書き方にしていただければと思います。以上です。

【大塚座長】

改正法では「周囲の概況」というのがとれているので、自然的状況・社会的状況は、その周辺の概況というふうに書かれているかと思います。はい、事務局お願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ただいま座長から御指摘いただきました通り、今回の法改正で、事業実施想定区域およびその周囲の概況について、事業実施想定区域のみになったというところで、この概況が取れているといったような改正になってございます。今回まさに御指摘いただきましたとおり、この事業実施想定区域が意味するところを、運用に当たってはしっかり事業者、もしくは審査担当者に分かるように説明をしていきたいと思ってございます。御指摘ありがとうございます。

【大塚座長】

錦澤先生からの、事業実施想定区域だけだとすぐ終わってしまうから、3章がなくなると、それは事業実施想定区域は別のところに書くんですか、という御質問もあったと思いますが。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

すみません、これについて御質問お答えしておらず大変失礼いたしました。御認識の通りだと思ってございまして、これまでその事業実施想定区域については、2章の内容に包含されていました。今回はそういう意味で申し上げますと、その事業実施想定区域のみの記載というところで、それに限るといったところを法でお示ししたものになってございまして、今回は通常の配慮書と、建替配慮書の比較ができるような形で、これまでの1章、2章、3章、4章、5章という形での御提示をさせていただきましたが、実態といたしまして、今2章の内容の中に事業実施想定区域の記載をいただくことでもって、今3章でと書かせていただいているものは担保されているというふうに考えてございます。

【錦澤委員】

はい、分かりました。

【大塚座長】

はい、どうもありがとうございます。阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】

すみません、1点だけお願ひしておきたいことがございます。この23ページの「建替配慮書において活用可能なデータの考え方」、これを今後整理していただくことになっているんですが、今ですね、例えばバードストライク等の事後調査については、アセスメントの不確実性があるということで、一応評価書で書いていただいているのは1年間とか、そういうところが大半だと考えています。それから他の事業でも環境監視等やっていただいていると思うんですが、やはり色々確認していくと、事業者が自主的に色々調査をしていただいたり、調査まではいかなくても点検で確認していただいたりというような情報をかなりお持ちでですね。で、こういったものはなかなかオフィシャルに図書とかレポートのようなものになっていなくても、かなり重要な情報になってくるのではないかと。環境配慮を考える上では重要な情報になると思いますので、是非こういった表にこれまで出てきていない情報も活用してまとめることができるというような中身が可能になるような検討をこれから是非進めていっていただければと思います。できる範囲でということですけれども、是非お願ひいたします。

【大塚座長】

はい。どうぞ、御回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、貴重な御指摘ありがとうございました。まさに今回23ページ目の④でお示しをしてございます活用可能なデータについて、やはり法に基づく事後調査でしたりとか、環境監

視以外のデータで事業者が独自にお持ちのものも、是非建替配慮書の記載にあたっては盛り込んでいただきたい上で、環境配慮の内容を御検討いただきたいと考えてございます。そういったまさにデータの範囲についても、これから発電事業の主務省庁でございます経済産業省とも検討しながら、お示しできる形にしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

【関島委員】

よろしいですか。

【大塚座長】

はい、どうぞ。

【関島委員】

今のところすごく私も重要だと思っていて、よく度々事後モニタリングの話をするんですけども、多分事後モニタリングの感覚というのは事業者ごとに考え方方が違っていたりとかして、結構データセットの取り方というのはもう全くバラバラになっていたり。で、でも一方、相当入念に事後モニタリングされている事業者さんもいる中で、どういう調査がやられていて、どういう結果が出ているのか、それをやっぱりどこか同じプラットフォームで、やっぱり意見交換する中で、どういうふうな事後モニタリングが有効なのかとかといったところを、やっぱり整理していくながら、まあ、それを義務化はできないけれども、そういうことを推奨していく手続きがあつて初めて多分、建替配慮書とかに反映させていくというのは、なんかそのステップが今のところないので、やっぱり阿部委員が言われたように色々事業者が良いデータを持っていると。そういうところをもう少し研究者も含めて事後モニタリングして方たちがいるので、やっぱりこう、そういうふうな議論の場をやっぱり一度設けた上で、そこから次の建替配慮書に反映させていくとかっていうステップが必要なんじゃないかなというふうに思いますけど、御検討いただければと思います。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。貴重な御指摘いただきましてありがとうございます。やはりその御指摘いただいた通り、事後モニタリングのやり方でしたりとか、考え方は事業者さんによってある意味バラバラになっているといった実態はあると認識してございます。この建替配慮書を作るにあたっても、まさにその事業者がお持ちのデータを前提に作成いただくものというふうに思ってございまして、で、そのデータを踏まえた上で次のその建替事業にかかる環境保全の内容を検討いただくのが趣旨だと理解をしてございます。ですから、その建替配慮書検討にあたっては、まさに阿部委員からも御指摘いただきました、事業者が所有しているデータ、どこまでかというのは検討と申し上げましたが、それも踏まえて作っていただくことになる

と思うんですけれども、もう一つ御指摘いただいた、まさにそのデータの精度でしたりとか、やり方、そういったところについても、我々が可能な範囲で情報収集をいたしまして、今後の制度検討に生かしていきたいと思ってございます。貴重な御指摘ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。この部分は、記載内容の案についてご議論いただくということで、枠組みについてはお話しいただいてますけれども、記載内容の案につきましてはよろしいですか。特におかしいという意見はなかったと思いますが、御異議はございませんでしょうか。先ほど錦澤委員から言われた点は、何かもし分かりやすくできたら、少し分かりやすくしていただければと思いますが。よろしいですか。はい。では他に御意見ございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

そうしましたら、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

【環境省（寺田環境影響評価課係長）】

大塚座長、ありがとうございました。皆様におかれましては、貴重な御意見・御助言等をいただき誠にありがとうございました。御意見等を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと存じます。本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様に御確認いただいた後、ホームページで公表する予定としておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、令和7年度改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会第3回を閉会いたします。皆様お忙しい中、また遅い時間にも関わらず、長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございました。

以上